

サービス利用規約

(目 的)

第1条 本規約は、お客様が当社のサービスを利用するに当たり、そのサービスの種類および利用規則を定めるものです。本規約で用いられる語は、特に断りのない限り、データセンターサービス契約約款に定めると同一の意義を有するものとします。

(サービスの種類)

第2条 当社が提供するサービスは、次の種類とします。サービス内容の詳細および料金に関しては別途「サービス仕様書」および注文書にて定めるものとします。

(1) ネットワークサービス

① 基本接続サービス

お客様のネットワーク接続装置と当社のネットワーク接続装置を1本で接続するサービス（以下、「基本接続サービス」といいます）。

② 二重接続サービス (Active-Active)

お客様のネットワーク接続装置と当社のネットワーク接続装置を常用系2本で二重化して接続するサービス（以下、「二重接続サービス」といいます）。但し、二重接続サービスは基本接続サービスに付随するサービスであり、二重接続サービスを単独で利用することはできません。

③ IP トランジットサービス

AS 番号取得事業者に対して BGP を使用して接続するサービス（以下、「IP トランジットサービス」といいます）。

(2) コロケーションサービス

お客様が注文書に記載の対象サービスを受ける目的でのみ対象となるスペース（以下「対象スペース」といいます）をお客様が占有し、かつお客様が対象スペースにアクセスできるようにするサービス（なお、コロケーションサービスおよびこれに付随するサービスを以下総称して「スペースサービス」といいます）。

① 19 インチラックスペースサービス

② ゲージサービス

(3) ホスティングサービス

① マネージドホスティングサービス (Flex Hosting)

② 仮想ホスティングサービス (Collective Hosting)

(4) その他上記(1)から(3)に付随するサービス

(ネットワークサービスの利用帯域幅)

第3条 お客様は、ネットワークサービスに関して、以下の2種類の帯域幅を利用することができます。

(1) 基本契約帯域幅

当社は、お客様の対象ハードウェア（第12条で定義される）から送信または受信されるデータ量を一定時間間隔で測定することによって得られるトラフィックに関して、お客様が注文書記載の基本契約帯域幅内で自由に利用でき、かつインターネットへの接続を可能ならしめるものとします。二重接続サービスの場合は、接続された2本分のトラフィックを合算して、1本の基本契約帯域幅を適用します。当該基本契約帯域幅ご利用に当たっての初期費用および月額利用料金は、注文書に記載されます。

(2) 超過帯域幅

お客様は、上記の基本契約帯域幅を超過して、インターネット接続を利用することができます。超過帯域幅に関する規定は、注文書に記載がなくても自動的にお客様に適用され、お客様はその適用を拒むことができません。当該超過帯域幅の月額利用料金は、従量制とし、当社が別途提示する「インターネット接続サービス従量制超過利用の課金方法」に基づき当該利用月の翌月に請求されます。尚、超過帯域幅に関して、当社はお客様に何ら保証するものではありません。

(IPアドレスの割り当て)

第4条 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます）などのインターネットレジストリは、お客様からの申請を当該インターネットレジストリの規定に基づいて審査し、申請内容が規定を満たす場合には当社に割り振られたアドレス空間からお客様に対してアドレスを割り当てます。インターネット接続サービスにおいては、お客様はこの手順で割り当てられた範囲外のアドレスを当社と接続する機器に割り当てることはできません。但し、IPトランジットサービスを利用する場合は、この限りではありません。

2. お客様は、IPアドレスが、JPNICなどのインターネットレジストリにより当社に対してリースされたものであること、対象サービスの一部として、対象サービスに関連して当社からお客様に割り当てられるものであること、およびお客様の所有物（JPNICが使用している意味において）ではないことに同意するものとします。
3. 当社は、任意にお客様に割り当てたIPアドレスを変更する権利を留保しています。但し、当社は、当該変更によりお客様に混乱を来すことのないよう、合理的範囲内で努力します。当社は、当該変更を実施する場合には、事前に書面または電子メール等の合理的な方法でお客様に通知を行います。
4. お客様は、関連する注文書に係る個別契約を終了または解約した場合、IPアドレスに関する権利を一切有しないものとして、終了または解約後に必要となるお客様側のIPアドレスの変更は、お客様が単独でその責任を負うものとします。
5. IPアドレスの割り当てに要したJPNICなどのインターネットレジストリおよび当社の手数料はお客様が負担するものとします。

(スペースサービス利用の条件)

第5条 第2条第2項に定めるサービスは、次の各号が満足されていることを条件とします。

- (1) 対象スペースが個別契約で定められるサービス仕様に適合すること。
- (2) 当社が別途提示する「サービス仕様書」の条件(電源設備、供給電源条件、空調設備等)に適合すること。
- (3) 事前に当社の書面による承諾を得ることなく、対象スペースの内側部分または外側部分に構造的な変更を加え、またはこれらの素材の変更(対象スペースへのケーブル配線または電源の素材の変更を含みますが、これらに限定されません)を行わないこと。但し、お客様は、合理的な理由により、これらの工事を行うよう当社に要請することができます。この場合、商業上合理的な料金および納期により当社が合意した場合、当該スペース内の工事または変更を実施します。
- (4) 事前に当社から書面による承諾を得ずに、対象スペースの外側部分に(または外側から見える位置に)標識等を掲げないこと。
- (5) 当社の裁量によりお客様のアクセスできる者を合理的な人数の従業員または当社が指定する者に限定することについて同意すること。
- (6) 当社の他の顧客またはそれらの顧客による対象スペースの使用を妨害しないこと。
- (7) 対象スペースに設置された対象ハードウェアを同一施設内の別の場所に移転する必要がある場合、当該移転が当社もしくは当該施設内の他の顧客の合理的な業務上の要請、または必要とする対象スペースが増加したことに基づくものであることを条件として、お客様が当該移転に際して当社に協力すること。但し、当社は、当該移転に伴う費用を自ら負担し、お客様と協力してお客様の対象サービスの中断を可能な限り回避するよう、合理的な努力を行うものとします。

(電気通信回線の引き込み)

第6条 お客様は、法律上可能な場合であって、スペースが所在する建物の所有者の承諾を得られる場合に限り、お客様の費用負担で、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線を当社の施設内に引き込み、お客様が当社から提供を受けた対象スペースに接続することができます。

2. お客様が当該引き込みを行う場合は、事前に書面にて、電気通信事業者名、引き込み回線種別、引き込みサービス名称、引き込み予定日を当社に連絡するものとします。当該事前の連絡がなかった場合、当社は当該引き込みを拒否することがあります。
3. お客様は、お客様が引き込む当該電気通信回線の引き込み方法および作業日時について、当社の指示に必ず従い、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者をして従わせるものとします。
4. 当該引き込みにより発生する当社の費用または手数料はお客様が負担するものとします。

(禁止行為)

第7条 当社は、以下に掲げる行為を禁止します。

- (1) 社会通念上著しく不適切であるとみなされるメッセージ、記事、その他のコンテンツをリストに対し掲示し、または送信する行為。
 - (2) 受取人から要請されていないあらゆる形態の営業目的のメッセージを送信し、または通信する行為。
 - (3) ユーズネットその他のニュースグループ、フォーラム、リストサーブ、その他同様のグループやリストに実質的同じ内容のメッセージを掲示し、または送信する行為。
 - (4) 当社、当社のサービスまたは当社の他のお客様に関連するインターネット・ネットワークの情報を不正に改ざんし、または消去する行為。
 - (5) 当社、当社の他のお客様、またはエンドユーザーに関する識別情報や連絡先情報を不正に入手することを目的とした行為、またはこれらの者へのなりすましを意図した行為。
 - (6) 日本国の法令等に違反する行為。
 - (7) インターネット・ネットワーク、または当社若しくは第三者のネットワーク・システムの健全性または安全性を脅かす行為。
 - (8) 本サービスの対価の支払を不正に免れるような方法で本サービスを利用しようとする行為。
 - (9) 当社の他のお客様のサービス利用の質を低下させたりこれに支障を来したりさせる行為。
 - (10) 秘密保持契約に違反する行為。
 - (11) 社会通念上ネットワーク・システムに対する極めて不適切な行為と考えられている行為、ネットワークへの攻撃、不正なコードの実行、ウェブページの損壊や書き換え、ポートの無差別スキャン、不正侵入、ウイルスの配布、感染行為等。
 - (12) 当社、当社の他のお客様または第三者の財産若しくは機器を無許可で使用し、または悪用する行為。
 - (13) 当社、当社の他のお客様または第三者の財産もしくは機器の使用を妨害する行為。
 - (14) 当社、または当社の他のお客様等への迷惑行為。
 - (15) 本サービス、インターネット・ネットワーク、またはデータセンターに関連して、犯罪行為もしくは違法行為を行い、または第三者にこれを教唆し若しくは幫助する行為。
 - (16) インターネット・ネットワークを使用して、第三者のパスワードを不正に取得し、利用し、またはこれを第三者に利用させる行為。
 - (17) インターネット・ネットワークまたは当社のサービスを経由した上で、第三者のサービスを利用して行う上記(1)から(16)の行為。
 - (18) 上記各号に定めるほか、お客様が不特定の者によって受信されることを目的としてインターネット・ネットワークを使用する場合において、これにより第三者の権利が侵害され、またはその蓋然性が高いと当社が判断する行為。
2. 当社は、エンドユーザーの禁止行為、または第三者がお客様若しくはエンドユーザーのために行った禁止行為も、お客様の禁止行為とみなします。但し、お客様においてこれらを防止することがきわめて困難であると当社が認める場合には、この限りでないものとします。

(禁止行為に対する措置)

第8条 当社は、お客様に禁止行為があると認めた場合には、いつでも、お客様への本サービスの提供を停止、制限し、または本サービス利用契約を解除することができます。

2. 当社は、当社またはお客様のネットワーク・システムを保護するため、禁止行為に密接に関連する通信を行う（その蓋然性の高い場合を含む）IPアドレスに関連する全ての通信を拒否することがあります。
3. 当社は、お客様が禁止行為または本規約に違反する行為をした場合には、これらを防止するための技術的措置を行うことができます。この場合、当社は、禁止行為または本規約に違反する行為をしたお客様に対して、同措置に関連して生じた諸費用を請求することができます。
4. 当社は、お客様に禁止行為があると認めた場合において、その禁止行為に関して第三者からお客様の情報の開示を求められた場合には、法令およびその他のガイドラインに従い、お客様に照会のうえ、当社が相当と認める範囲でお客様の情報の開示を行うことがあります。当社は、お客様に上記照会を通知してから7日以内にお客様からその可否について回答を得られない場合には、お客様から開示について承諾を得られなかったものとみなします。
5. 本条の規定は、当社がお客様に対して損害賠償を請求する場合の制限または予約を定めるものではありません。

(パスワード保護)

第9条 お客様は、パスワードを適切に保管および管理しなければなりません。お客様は、お客様のパスワードを使用してなされたすべてのアクセスについて、すべての責任を負うものとします。

2. インターネット・ネットワークまたは当社若しくはお客様のネットワーク・システムが不正な手段により取得されたパスワードの利用等により侵害された場合、当社は、独自の判断により、合理的な範囲内で、当該侵害をなした者のアクセスを禁止することができるものとします。

(入館規則の遵守)

第10条 お客様は、データセンターへの入館が予定される者について、その身分を証明する書類その他所定の書類を添えて、当社所定の書面により、あらかじめ当社に申請することとします。この場合、お客様の委託業者およびお客様がサービスを提供している者を含むものとします。

2. 前項の申請について、当社はその内容を審査し、入館を拒絶する事情がないかぎり、その者をお客様登録票に記載します。
3. データセンターへの入館は、前項のお客様登録票に記載された者に限ります。
4. お客様登録票の記載に変更が生じる場合には、お客様は前3項の規定に準じて、これを当社へ申請することとします。
5. お客様は、お客様登録票に記載された者以外の者を、データセンターへ立ち入らせたり、同行させたりすることはできません。
6. お客様は、お客様登録票に記載された者の行為のすべてについて、その責任を負います。

7. データセンターへの立ち入りは、当社が承認した区域に限られます。ただし、当社が別途承認した場合はこの限りではありません。
8. 前7項のほか、データセンターへの入館に際しては、各データセンターの規則が適用されることとします。

(利用規則の遵守)

第11条 お客様は、データセンターの利用に際して、本規約のほか、各データセンターの規則が適用されることとし、これらに定められた一切の保安・安全措施に従うこととします。

2. お客様は、以下の各号に定める物を当社の承認した区域に持ち込まないものとします。
 - (1) 有毒ガスまたは大量の希ガス若しくは危険物質を発する物質
 - (2) タバコ、ライター等の喫煙具
 - (3) 爆発物または武器、弾薬
 - (4) 飲食物
 - (5) アルコール、所持が違法とされている薬品類または酩酊をもたらす恐れのある物質
 - (6) コンピュータや通信機器に妨害を与えるおそれのある電磁気機器
 - (7) 放射性物質
 - (8) 写真・映像の撮影装置
 - (9) その他上記各号に類するものでデータセンターの安全管理上問題のある物
3. データセンターの利用に際しては、ゴミや不要品、紙製品その他の可燃物を放置せず、整理整頓を保つものとします。

(ネットワーク・システムの表示等)

第12条 お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成するそれぞれの機器に、お客様名（または当社に書面で届け出られた略号）およびこれらを識別する記号をラベルで表示しなければなりません。

2. お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成するそれぞれの機器に、その接続先をラベルで表示しなければなりません。
3. お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成する機器に接続するケーブル等の先端と末端に、お客様名（または当社に書面で届け出られた略号）およびこれらを識別する記号をラベルで表示しなければなりません。
4. お客様は、ネットワーク・システムを構成するに際しては、それぞれの機器について、電源コンセント規格、電力消費量、設置の際の間隔等が、メーカーの仕様および指示に準拠し設置され、常にこれに従って作動するように設定をすることとします。

(サービスの廃止)

第13条 当社は、都合により特定の対象サービスを廃止することがあります。当社は、お客様に対し、廃止する日の90日前までに、書面によりその旨を通知します。

(本規約の変更)

第 14 条 当社は、本規約を変更することがあります。本規約を変更する場合は、約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。

附則

本規約は、2009 年 7 月 1 日から実施します。但し、実施日時点で、当社サービスについて有効な契約を有するお客様に対しては、当該契約の更新後に本規約が適用されるものとします。

制定日：2009 年 3 月 25 日